

## 加古川市遊休農地解消支援補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 24 日 産業経済部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、農地の遊休化の未然防止又は遊休農地の解消を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲及び額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表 2 に掲げる書類を添付して、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

### (実績報告)

第 4 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後速やかに補助事業実績報告書（様式第 2 号）に別表 3 に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

### (補助金請求)

第 5 条 補助事業者は、規則第 17 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

### (補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### (失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

### 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【別表1】（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	農地の遊休化の防止、遊休農地の解消を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	市内の農業団体又は集落営農組織
	対象となる事業	<p>(1) 景観形成作物の栽培 加古川市内の農地で景観形成作物を年度内に栽培すること。</p> <p>(2) 緑肥作物の栽培 加古川市内の農地で緑肥作物を年度内に栽培すること。</p> <p>(1)(2) 同一ほ場で同一区分の作物を2回以上作付する場合でも一つの取組みとし、ほ場単位での助成とする。</p>
補助金の額	<p>品目ごとの種の購入代金と、下記(1)(2)の単価で算出した金額のいずれか低い額とする。</p> <p>単価は予算の範囲内で減額調整するものとする。</p> <p>100円未満は切り捨てるものとする。</p>	
	(1) 景観形成作物の栽培	<p>(1) - 1 コスモス 400円/a</p> <p>(1) - 2 そば 210円/a</p> <p>(1) - 3 その他の作物 140円/a</p>
	(2) 緑肥作物の栽培	<p>れんげ・ヘアリーベッチ等 100円/a</p>

【別表2】(第3条関係)

交付申請書添付書類	<p>(1) 景観形成作物 ほ場の地名・地番、面積及び栽培する作物の品目が確認できる書類</p> <p>(2) 緑肥作物 ほ場の地名・地番、面積及び栽培する作物の品目が確認できる書類</p>
-----------	---

【別表3】(第4条関係)

実績報告書添付書類	<p>(1) 景観形成作物 ①種子を購入したことが確認できる書類 ②播種時、発芽時、または開花時、いずれかの写真</p> <p>(2) 緑肥作物 ①種子を購入したことが確認できる書類 ②播種時、発芽時、または開花時、いずれかの写真</p>
-----------	---